

家庭ごみ処理手数料の見直しについて

令和7年2月3日受理

平成24年にスタートした家庭ごみ有料化は、ごみの減量が進まないためやむを得ず実施した施策でした。13年目になる今、スタート時の一人1日当たりの排出量683グラムが令和5年度には485グラムまで減少し、令和6年度は、12月分までの累計で507グラム、令和6年12月は450グラムでした。令和7年度までの目標値が480グラムであるため、ほぼ達成しております。

なお、秋田県の一人1日当たりのごみ排出量は、令和4年度は576グラムです。このときの秋田市は503グラムであり、秋田市民は努力をしています。同じ秋田県民でも、住む場所で著しく違う目標や負担を強いられるのは公平性に欠けています。

時代の趨勢は、リサイクル、リユースです。国がプラスチックごみの分別収集を市区町村の努力義務としている中、秋田市の家庭ごみ組成調査(令和6年11月調査)においてプラスチック類は18.36%であるため、分別をすれば目標は既に達成しています。

また、秋田市が市民から集めたごみ処理手数料は12年間で、約54億円になります。基金の積立てに半額とありますので、約27億円をこれまでに積立てしてきたにしても、その他の環境対策事業等という使い道の費用対効果については、精査していただきたいです。

物価高騰の現在、ごみ袋も値上げされていますが、ごみを出さないで生活することはできません。ごみ袋代プラスごみ処理手数料の負担は市民に重くのしかかっております。今、ごみ処理手数料の見直しをすることは、市民のために必要な生活支援であると考えます。

つきましては、市民のごみ減量努力と目標達成を評価し、廃止を求めたいところではありますが、せめて家庭ごみ処理手数料を半額程度に見直すようお願いいたします。